

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

資格関係 平成23年3月17日 厚労省事務連絡	被災地域からの転入者 対応	<p>被災地域からの転入時に、転出証明書を提出できない場合が想定されるが、住民基本台帳の取り扱いは総務省より別途通知されている。また、介護保険の資格は住所地特例の場合を除き、転入先市町村で取得することになるが、取扱は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得にあたっては、現行のとおり介護保険法第9条から第12条の規定に基づき行うこと。 ・必要があれば、当該被災市町村と連絡をとることとするが、被災市町村の状況によっては、連絡をとることができない場合には、被災市町村における被保険者証の確認、被災被保険者に対する聞き取りなどによって差し支えない。
保険料関係	保険料の賦課 平成23年3月17日 厚労省事務連絡	<p>保険料を賦課するにあたっては、課税状況等の確認が必要となり、当該被災市町村と連絡をとる。</p> <p>しかし、被災市町村の状況によっては、連絡をとることができない場合があることから、その場合には、課税状況が判明するまでの間、保険料を賦課しないこととして差し支えない。</p>
	減免又は徴収猶予 平成23年3月11日 厚労省事務連絡	<p>被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、介護保険法第142条及び市町村の条例（本市条例第9条及び第10条、介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱）に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予する。</p> <p>災害減免を適用する際には、本市要綱で「り災証明書」が必要としているが、被災者が持参することは困難であることから、戸籍課登録担当からの転入届出書に被災者であることの記載があり、転入者から減免の申請があった場合に減免の対象者とする。詳細は担当から別途連絡。</p>

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

給付関係	利用者負担の減免 平成 23 年 3 月 11 日 厚労省事務連絡	被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第 50 条または第 60 条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免する。
	介護保険被保険者証が提示できない場合 平成 23 年 3 月 12 日 厚労省事務連絡	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとする。
	利用料等（1 割負担、食費・居住費）の取扱いについて 平成 23 年 3 月 17 日、 平成 23 年 3 月 22 日 厚労省事務連絡	以下の(1)、(2)のいずれにも該当する者は、当面、5 月までの介護サービス分について、5 月末日までの支払を猶予する取扱いとする。 また、当該被保険者が他の市町村に転入した場合、同様に取り扱う。 (1)災害救助法の適用市町村のうち、指定されている市町村に住所を有する介護保険法の被保険者であること。 (2)東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申立を行った者であること。 ① 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 ② 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨の申し立てを行った場合 ④ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立ち退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行った旨の申し立てを行った場合 ただし、③の場合は 5 月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、④の場合は 5 月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

<p>給付関係</p>	<p>介護保険施設等の食費及び居住費に係る利用者負担額の減免について</p> <p>平成 23 年 3 月 22 日 厚労省事務連絡</p>	<p>3 月 17 日付、厚労省事務連絡において受領を猶予することができることとした「利用料等」には介護保険施設等における食費及び居住費が含まれている。介護保険施設等の事業者におかれては、食費及び居住費を受領することを猶予することについても、配慮をお願いする。</p> <p>なお、保険者が介護保険施設等の食費及び居住費の利用者負担額の減免を行うことを可能とするための立法措置を検討しており、さらに当該減免額については、保険者への財政支援を検討している。</p> <p>（立法措置及び財政支援の具体的な内容等についてはまだ示されていない。）</p>
<p>介護報酬の請求について</p>	<p>申し立ての記録</p> <p>平成 23 年 3 月 17 日 厚労省事務連絡</p>	<p>利用料等の猶予の申し立てを行ったものについては、被保険者証等により、住所が災害救助法の適用市町村であることを確認するとともに、減免対象となる申し立ての内容を請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。</p> <p>ただし、被保険者証等が提示できない場合は、平成 23 年 3 月 12 日付厚労省老健康局通知「被災者に係る被保険者証の提示等について」の取扱いによる。</p>
<p>請求手続き</p>	<p>平成 23 年 3 月 17 日 厚労省事務連絡</p>	<p>利用料を猶予した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求する。</p> <p>（具体的な手続きについてはまだ示されていない。 利用料については、各保険者において減免する予定。）</p>
<p>介護報酬上の取扱い</p>	<p>平成 23 年 3 月 22 日 介護保険最新情報 Vol. 182</p>	<p>別紙（介護保険最新情報 Vol. 182）の疑義解釈を参照</p>
<p>地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて （介護保険法に基づく訪問看護についても同等の取扱い。）</p>	<p>訪問看護の取扱いについて</p> <p>（右欄の表記は保険診療のままとなっているが、介護保険の訪問看護も同様の取扱い。）</p>	<p>1. 訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）については、規定上、訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に記載された有効期間内（6 か月を限度とする。）に行った指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、当該有効期間を超えた場合であっても基本療養費を算定できるものとする。</p>

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

<p>平成23年3月15日 厚労省事務連絡</p>	<p>(地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて)</p>	<p>①平成23年3月11日以前に主治医の指示書の交付を受けている利用者であること。</p> <p>②医療機関等が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合(東京都内に存する場合を除く。)であって、被災のため主治医と連絡がとれず、平成23年3月12日以降指示書の交付を受けることが困難なこと。</p> <p>③訪問看護ステーションの看護師等が利用者の状態からみて訪問看護が必要と判断し訪問看護を実施したこと。なお、患者が主治医と連絡が取れる目途がない場合には、速やかに新たな主治医のもとで適切な治療を続けられるような環境整備を行うよう配慮すること。</p> <p>2. 訪問看護管理療養費(以下「管理療養費」という。)については、規定上、利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書(以下「計画書等」という。)を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、保険医療機関等が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合(東京都内に存する場合を除く。)であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができるものとする。</p> <p>3. 健康保険法上、居宅において訪問看護を行った場合に、訪問看護療養費を算定する取扱いとされているところ。被保険者が東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に係る災害救助法の適用市町村に所在していた場合(東京都内に存する場合を除く。)であって、被災のため避難所や避難先の家庭等で生活している場合においても、訪問看護を行った場合にはこれを算定出来るものとする。</p> <p>4. 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておくこと。</p>
-------------------------------	----------------------------------	--

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

要介護認定（要支援認定）について

認定申請前のサービス利用	新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができる。
被保険者証の提示ができない更新等申請	要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、被災に伴い、被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難している等の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる。
暫定ケアプランを用いたサービス提供	既に要介護認定申請を行っている者に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる。
認定有効期間満了前に更新申請ができなかった場合	要介護認定の更新申請をすることができる者が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる。

（以上、平成 23 年 3 月 1 2 日付厚生労働省事務連絡「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」）

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

○ 住所を横浜市に移す方

(平成 23 年 3 月 17 日付厚生労働省事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入者に係るの被保険者資格の認定等について」)

<p>転入に伴う要介護（要支援）度の取扱</p>	<p>被保険者資格の認定については、下記のとおり。</p> <p>「被災被保険者についての確認は、当該被災市町村と連絡を取るにより行うこと。ただし、被災市町村の状況によっては、連絡を取ることができない場合があることから、この場合においては、被災市町村における介護保険の被保険者証の確認、被災被保険者に対する聞き取りなどの方法により認定を行って差し支えない」</p> <p>要介護（要支援）度についても、上記と同様の扱いとし、被災市町村における介護保険の被保険者証の確認、被災被保険者に対する聞き取りなどの方法により認定を行って差し支えない。(平成 23 年 3 月 18 日 厚生労働省老健局介護保険計画課確認)</p>
--------------------------	--

○ 住所を被災地に残したまま、横浜市に避難している方

<p>要介護認定について</p>	<p>要介護認定の申請は、保険者である市町村に対して行うことが原則である。</p> <p>ただし、被災地の市町村に対して申請をすることは現実的ではないことから、可能な限り避難前の市町村と連携・確認を行った上で、避難先の市町村において認定調査等を実施し要介護認定を行って差し支えない。</p> <p>なお、その際には、申請者に対する当該手続きについての説明を行うなど、申請者が混乱しないよう留意すること。</p> <p>(平成 23 年 3 月 24 日 厚生労働省老健局介護保険計画課確認)</p>
------------------	---

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

<その他>

■サービス提供事業所・施設関係

被災した要介護者等への対応について 平成23年3月11日 厚労省事務連絡	介護サービスの円滑な提供のために、柔軟な対応をすること	市町村は、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努め、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をすること。
	自宅以外の場所でのサービス提供について、柔軟に対応すること	自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をすること。
	災害等による定員超過利用	介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められている。 その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱が可能。 特定施設入居者生活介護についても同様。
計画停電等について 平成23年3月15日 厚労省事務連絡	施設・事業所 医療・食事等の提供	医療的な対応や食事の提供等を行っている各施設、事業所は、停電時間を避けて、喀痰吸引や食事等のサービス提供に支障が生じないように万全を期す。 社会福祉施設等も例外なく対象
	在宅療養患者	人工呼吸器等を用いて在宅療養中の患者の現状を再確認するとともに、必要に応じ医療機器メーカーと協議を行い、 ・人工呼吸器の内臓バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認 ・人工呼吸器の外部バッテリーの準備及び事前の充電 ・蘇生バッグによる人工呼吸の実施の準備 ・かかりつけ医療機関との緊急時連絡体制の再確認等の注意喚起を行い、在宅療養患者が遺漏なく輪番停電に対応できるよう、適切な指導の実施。
	医療機関	管内の医療機関に対し、輪番停電の実施について注意喚

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

		<p>起を行うとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電装置を有する医療機関について装置の点検や燃料の確保を行う。 ・人工吸入器・酸素濃縮器、在宅透析機器、吸引器等の在宅医療機器を使用している患者については、衣料期間とメーカーで協議しつつ、停電期間中、代替機器を配布、貸し出しなどの対応を行う。 ・どうしても、在宅医療機器を使用することが必要な場合には、医療機関への一時受入れ等で対応するを指導するなど、輪番停電への対応にかかる指導を行う。 <p>また必要に応じ、自家発電装置の燃料の確保等について必要な支援を行う。</p> <p>なお、状況によっては、患者の搬送を行うことも検討する。</p>
<p>平成23年3月15日 厚労省事務連絡</p>	<p>緊急通報システム、認知症老人徘徊感知機器、夜間対応型訪問介護のオンコール端末等</p>	<p>一人暮らしの高齢者や支援が必要な高齢者の居宅に設置されている緊急通報システム、認知症老人徘徊感知機器、夜間対応型訪問介護のオンコール端末等については、計画停電の実施により、使用できなくなる場合や、機種によって個別の端末の復旧作業が必要となる場合がある。</p> <p>こうした場合、緊急時の通報等に当たっては、固定電話や携帯電話等により通報受託先や福祉用具事業者への連絡のほか、119番通報を行われるよう利用者の皆様へ周知を図る。</p> <p>固定電話や携帯電話等の使用が困難な者に対しては、地域包括支援センター等による定期的な見守り・声掛け等の対応をする。</p>
	<p>ガソリン等の燃料不足等</p>	<p>今般の地震に伴い、ガソリン等の燃料不足等により、ホームヘルパーの移動やデイサービス等の送迎に支障が生じる可能性がある。</p> <p>こうした場合については、居宅介護支援事業者等の関係事業者間で連携の上、例えばデイサービスの予定をホームヘルプに切り替えるなど、利用者の処遇に配慮した適切な代替サービスが確保できるようにする。</p>

東北地方太平洋沖地震等に係る介護保険関連事務取扱等一覧 Vol. 3

		<p>なお、こうした場合に、居宅サービス計画の変更の必要があるときについて、サービス担当者会議は開催せず、担当者から意見を求めることで足りるものとする。</p>
--	--	--

■その他

<p>被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について 平成23年3月11日 厚労省事務連絡</p>	<p>緊急的措置として社会福祉施設への受け入れ</p>	<p>「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受け入れを行って差し支えない。</p>
	<p>施設等への職員の応援派遣</p>	<p>社会福祉施設等への支援のため、今後、被災地における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設については、広域調整の下で、各都道府県、指定都市、中核市において、他施設からの応援派遣を行うこと。</p>

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課ほか

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震
による被災者に係る利用料等の取扱いについて
計7枚（本紙を除く）

Vol.182

平成23年3月22日

厚生労働省老健局介護保険計画課ほか

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164)
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
平成23年3月22日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについては、これまで「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成23年3月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡。以下「3月17日付け事務連絡」という。）により利用料の減免及び猶予についてお示ししているところですが、各保険者においては、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、当該被保険者の利用料の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いします。

なお、利用料減免に関する保険者への財政支援について、現在検討をしているところです。

また、このたび、3月17日付け事務連絡の内容について下記のとおり内容を追加するとともに、別添のとおり疑義解釈をまとめましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくをお願いします。

記

1 転入者に係る利用料等の取扱いについて

被災市町村に住所を有する被保険者であって、住家、家財等について著しい損害を受けた場合等については、3月17日付け事務連絡において、利用料等の支払いを猶予することができる旨を示しているが、当該被保険者が他の市町村に転入した場合でも、同様に取り扱うものであること。

2 原子力災害対策特別措置法による避難者等について

被保険者の申し立てについては、住家、家財等について著しい損害を受けた場合等について、3月17日付け事務連絡において、利用料等の支払いを猶予することができる旨を示しているが、当該被保険者が、

- ① 主たる生計維持者の行方が不明である旨、
- ② 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立ち退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行った旨

の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。

ただし、①の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、②の場合は5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

3 転入者等に係るサービス事業所等における介護報酬の請求について

1又は2に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

4 介護保険施設等の食費及び居住費に係る利用者負担額の減免について

3月17日付け事務連絡において受領を猶予することができることとした「利用料等」には介護保険施設等における食費及び居住費が含まれている。介護保険施設等の事業者におかれては、食費及び居住費を受領することを猶予することについても、配慮をお願いする。

なお、保険者が介護保険施設等の食費及び居住費の利用者負担額の減免を行うことを可能とするための立法措置を検討しており、さらに当該減免額については、保険者への財政支援を検討していること。

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う介護報酬上の取り扱いについて

(疑義解釈)

各疑義解釈のタイトルは、介護保険課で追記しています。

定員超過利用

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に伴う介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同介護、通所介護及び通所リハビリテーションの定員超過利用については「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」(平成23年3月11日付事務連絡)において、介護報酬上、柔軟な取扱いを可能とあるが、定員超過利用による減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。

一時的な人員欠如

2. 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については「東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」(平成23年3月18日付事務連絡)において、介護報酬上、柔軟な取扱いを可能とありますが、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(看護体制加算等)や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算(個別機能訓練加算等)についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

訪問看護

3. 被災のために避難所や避難先の家庭等で生活している場合における診療報酬における訪問看護診療費の取扱いについては「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」(平成23年3月15日付事務連絡)において、算定を可能とする取扱いであるが、介護報酬における訪問看護費の取扱いはどうか。

(答)

「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて」(平成23年3月15日付事務連絡)にあるように、同様の取扱いが可能である。

避難所等での居宅サービス

4. 避難所において居宅サービスを受けた場合、介護報酬が算定できるのか。

(答)

「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」(平成23年3月11日付事務連絡)において連絡したとおり、避難所等で生活している者に対して居宅介護サービスを提供した場合、介護報酬の算定が可能である。

施設入居者の一時的な避難

5. 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設等に避難している場合、介護報酬はどのような取扱いとすればよいのか。

(答)

被災等のため、別の施設等の定員を超過するなどして、入所等した場合は、避難先の施設等において施設介護サービス費等を請求するなどの取扱いとする。

仮に、別の施設等に一時避難する場合であって、提供しているサービスを継続して提供できていると判断した場合には、避難前の施設等において介護報酬を請求し、その上で、避難先の施設等に対して、必要な費用を支払うなどの取扱いとされたい。

また、福島県原子力発電所における事故により避難した場合も同様の取扱いとする。

施設入居者の一時的な避難(医療機関)

6. 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の医療機関に避難している場合、介護報酬はどのような取扱いとすればよいのか。

(答)

一時避難であれば、従前(避難前)の施設介護サービス費等を従前の施設等が請求する取扱いとする。その上で、従前の施設等から避難先の医療機関に対して、施設介護サービス費等を支払うなどの取扱いとされたい。

なお、福島県原子力発電所における事故により避難した場合も同様の取扱いとする。

避難所等での施設職員等のサービス提供

7. 被災等のため、介護保険施設等が全壊等により、施設等の介護職員等及び入所者が避難所等に避難し、介護職員等が避難所等にいる入所者に対し、介護サービスを提供した場合、従前どおり施設介護サービス費等を請求できるか。

(答)

施設等において提供しているサービスを継続して提供できていると判断できれば、施設介護サービス費等を請求することは可能である。

なお、特に老健等の入所者の中には医療必要度の高い方もいることが想定されるため、できるだけ、適切なサービスを提供できるよう受入れ先等の確保に努めていただきたい。

また、福島県原子力発電所における事故により避難した場合も同様の取扱いとする。

仮設建物等でのサービス提供

8. 介護保険施設等の建物が全半壊し、これに代替する仮設の建物等を利用してサービスの提供を行う場合、当該サービス提供にかかる費用を保険給付することは可能か。

(答)

介護保険事業所である介護サービス事業所の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設介護サービス事業所」という。）においてサービスを提供する場合、当該仮設介護サービス事業所において提供するサービスと、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合、保険給付することは可能である。

通所介護事業所職員の一時的なヘルパーとしての従事

9. 東北地方太平洋地震及び長野県北部の地震又は東京電力・東北電力による計画停電の影響により、一時的に通所介護事業所の職員（訪問介護員2級課程修了者）を訪問介護に従事させる等の対応は可能か。

(答)

上記については、介護保険法第75条に規定する変更届の届け出事由に該当するものであるが、「運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りる」旨、平成11年4月20日の全国課長会議においても周知しているところであり、都道府県にあつては、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービスの確保に努められたい。

人員欠如

10. 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合や、計画停電の影響により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、通所介護事業所の看護職員については、不在の場合であっても、他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るよう努めること。

サービス提供体制強化加算の算定要件

11. 訪問介護の特定事業所加算や訪問入浴介護等のサービス提供体制強化加算の算定要件である、定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、被災地等においては困難を生じる場合があるが、取扱如何。

(答)

今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。

特定事業所加算・サービス提供体制強化加算・サービス提供責任者の配置基準

12. 東北地方太平洋地震及び長野県北部の地震又は東京電力・東北電力による計画停電の影響により、サービス提供量が増加した場合等の特定事業所加算・サービス提供体制強化加算に関する割合の計算方法及び訪問介護のサービス提供責任者の配置基準について。

(答)

今般の被災等の影響により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の有資格者割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出する取扱を可能とする。

同一福祉用具の購入

13. 既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具を被災のために滅失又は破損した場合、同一の福祉用具を再度購入する費用に対し保険給付することは可能か。

(答)

既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具を被災のために滅失又は破損したことにより同一の福祉用具を再度購入する場合には、介護保険法施行規則第70条第2項に定める「特別の事情がある」ものとして、当該購入にかかる費用に対し保険給付することは可能である。

ケアマネ1人あたりの担当件数・特定事業所加算

14. 居宅介護支援において、被災地から避難者を受け入れたため、介護支援専門員1人あたり40件以上担当せざるを得ない場合、逡減制の対象となるのか。また、その場合、特定事業所加算を算定できなくなるのか。

(答)

被災地や上記の場合等において、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことも可能である。

また、特定事業所加算についても、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合は、算定することが可能である。

居宅介護支援での基準による運営困難、特定事業所への集中

15. 居宅介護支援において、交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問出来ない場合等、基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことは可能か。また、被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、事業所の閉鎖などにより特定の訪問介護事業所に集中せざるを得ない場合、減額措置を適用しないことは可能か。

(答)

やむを得ず一時的に基準による運用が困難であった場合、あるいはやむを得ず一時的に特定の事業所のサービスが集中する場合は、減額措置を適用しない取扱いが可能である。

介護予防サービスの日割り計算

16. 利用者が市区町村を越えて避難した場合、介護予防訪問介護等の報酬は日割り計算が可能か。

(答)

同一保険者内のサービス事業者の変更に準じて日割り計算を行うこととする。

地域密着型サービスの利用

17. 避難を要する市町村の要介護者が避難先市町村の地域密着型サービスを利用する場合の市町村同意等の取扱いはどうなるのか。

(答)

避難先である市町村に所在する地域密着型サービス事業所においては、既に緊急的対応として避難を要する市町村の要介護者を受け入れ、必要な介護サービスを提供されているところである。こうしたサービスの利用に当たっては、本来、事業所所在市町村の同意と避難を要する市町村の事業所指定を必要とするところであるが、災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、受け入れ元と受け入れ先の市区町村が良く連携・確認を行った上で、申請手続きについては事後に行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。